

令和7年度第2回茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画推進委員会
会議録

<p>議題</p>	<p>議題1 認知症施策推進計画について（報告） 議題2 認知症施策推進計画の策定について（諮問） 議題3 第10期計画策定に係るアンケート調査の中間報告について（意見聴取） 議題4 地域包括支援センターの常勤換算方法による職員配置について（協議） 議題5 令和8年度地域包括支援センター運営方針等について（意見聴取） 議題6 指定地域密着型サービス事業者等の指定更新等について（意見聴取・報告） 議題7 保険者機能強化推進交付金等に係る評価結果について（報告）</p>
<p>日時</p>	<p>令和8年3月18日（水）14時00分～15時30分</p>
<p>場所</p>	<p>茅ヶ崎市役所分庁舎5階 特別会議室</p>
<p>出席者</p>	<p>大崎委員長、加藤副委員長、鈴木委員、深澤委員、下里委員、井上委員、丸山委員、矢藤委員、越野委員、鶴岡委員、廣田委員、青柳委員</p> <p>（欠席委員） 赤沼委員、関委員</p> <p>（事務局） 福祉部長、高齢福祉課長、介護保険課長、高齢福祉課職員、介護保険課職員</p>
<p>会議資料</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・令和7年度第2回茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画推進委員会次第 ・茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画推進委員会委員名簿 ・資料1 認知症施策推進計画について ・資料2-1 第10期計画策定に係るアンケート調査について（中間報告） ・資料2-2 第9期計画の施策の体系 ・資料3 茅ヶ崎市地域包括支援センターにおける常勤換算方法による職員配置の運用について ・資料4 令和8年度茅ヶ崎市地域包括支援センター事業運営方針及び包括的支援事業の実施方針（案） ・資料5-1① 指定地域密着型サービス事業所の新規指定の事前協議について ・資料5-1② 位置図

	<ul style="list-style-type: none"> ・資料5-1③ 平面図 ・資料5-2 指定地域密着型サービス事業者等の指定更新等 ・資料6 令和8年度保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金の評価結果及び交付見込額について
会議の公開・非公開	公開
非公開の理由	—
傍聴者数	0人

事務局

定刻となりましたので、始めさせていただきます。

皆様こんにちは。本日は大変お忙しい中、茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画推進委員会に御出席いただきまして誠にありがとうございます。高齢福祉課長の松尾です。どうぞよろしくお願い致します。

はじめに、本日の資料の確認をさせていただきます。

次第、委員名簿

資料1

資料2-1、資料2-2

資料3

資料4

資料5-1①、5-1②、5-1③、5-2

資料6

ご不足のある方いらっしゃいましたら挙手をお願いいたします。

ご発言いただく際は、お手元のマイクをONにしてからお話いただき、ご発言が終わりましたらOFFにしてくださいませようお願いします。

本日、茅ヶ崎医師会の赤沼委員、茅ヶ崎寒川薬剤師会の関委員におかれましては、所用のため欠席のご連絡を受けております。

なお、本日の委員会は、今現在で12名の委員にご出席いただきまして、委員会規則第5条第2項に規定する過半数を満たしていることをご報告させていただきます。

それでは議事進行につきましては、委員長にお願いしたいと思います。大崎委員長よろしくをお願いいたします。

大崎委員長

委員長の大崎です。

これより令和7年度第2回茅ヶ崎市高齢者福祉計画介護保険事業計画推進委員会を開催いたします。

この委員会は茅ヶ崎市自治基本条例第14条第3号の規定により原則公開としております。本日の委員会について公開としてよろしいでしょうか。

推進委員一同

(賛同あり)

大崎委員長

はい。ありがとうございます。

公開の場合については会議を傍聴できることとなっておりますが、今日の傍聴の方はいらっしゃらないようです。

なお、委員会終了後、委員会での議事の内容を議事録にまとめ、市ホームページに公開することとなっております。公開の前に委員長と委員1名が確認をいたしますが、委員の確認は委員名簿の順に皆様をお願いしております。そのため本日の委員会の議事録の確認は、赤沼委員が欠席のため、下里委員をお願いいたします。

それでは議題に入ります。議題1「認知症施策推進計画について」報告をお願いします。

議題1 認知症施策推進計画について（報告）

事務局

議題1「認知症施策推進計画について」ご説明いたします。資料1をご覧ください。

初めに、本計画の策定の背景についてです。令和6年1月に、共生社会の実現を推進するための認知症基本法が施行され、認知症の方が尊厳を保ちつつ、希望をもって自分らしく暮らし続けることができる共生社会の実現が、国としての重要な指針として示されました。この中で、市町村に対しても市町村計画として「認知症施策推進計画」の策定が求められております。こうした動きを踏まえ、本市におきましても、新たに認知症施策推進計画を策定することとしたものです。

次に、本計画を「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」と一体として策定する理由についてご説明いたします。これまで本市では、認知症施策について、第9期高齢者福祉計画・介護保険事業計画の基本方針5の中で位置づけ、早期発見や支援体制の整備など、様々な取組を進めてまいりました。一方で、今後は高齢化の進展に加え、高齢者のさらなる高年齢化により、認知症や軽度認知障害の方が増加していくことが見込まれております。国の推計では、2040年には高齢者の約3.3人に1人が認知症又は軽度認知障害になるとされており、本市においても同様の傾向が見込まれております。このような状況の中で、認知症施策は、生活支援や介護サービス、地域での見守りなど、高齢者福祉施策や介護保険事業と密接に関係しており、対象となる方や支援の仕組みにも重なる部分が多くございます。そのため、認知症施策のみを個別に進めるのではなく、高齢者施策全体の中で一体として捉え、連携しながら進めていくことが、より効果的であると考えております。また、これまで継続して取り組んできた施策とのつながりを保ち、一貫性や継続性を確保する観点からも、既存の計画と一体として策定することが適切であると判断したものです。以上のことから、本市では、認知症施策推進計画を「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」と一体の計画として策定してまいります。

続いて、計画策定に向けた審議等についてです。本計画につきましては、本推進委員会において、高齢者福祉計画・介護保険事業計画とあわせてご審議いただくこととしております。計画の策定や変更、また事業の進捗についても、本委員会での一体的にご議論いただく予定です。また、認知症施策の検討にあたりましては、当事者やご家族をはじめ、実際に支援に関わる方々の声を反映していくことが非常に大

切であると考えております。このため、認知症サポート医や認知症に関わる関係機関の方々が参加する「認知症施策検討会」において、現場の課題や今後の方向性について意見交換を行い、その内容を計画に反映してまいりたいと考えております。

裏面をご覧ください。

次に、計画の名称についてです。本計画は「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」と一体として策定いたしますが、市民の皆様にとって分かりやすいものとするため、計画の名称は「第10期高齢者福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画」としたいと考えております。

最後に、その他として、令和6年度に実施したアンケートについてです。市民の方を対象とした認知症に関する実態調査、ならびに医療機関を対象としたアンケートを実施しており、これらの結果についても、今後の計画策定にあたり重要な基礎資料として活用してまいります。

説明は以上となります。よろしく願いいたします。

大崎委員長

ただいま議題のうち、認知症施策の推進計画についてということで説明をいただきました。これについて何かご意見ご質問等ございましたら、どうぞご発言ください。

これから2040年まであと14年ということですが、その間に25,000人の方が認知症又は軽度認知障害になると見込まれているということで、これについて、説明があった形で進めていくということですが、いかがでしょう。

資料中、認知症施策の検討イメージの中には企業というものも入っているというところがなかなかユニークなところかと思えます。

(意見なし)

それではご意見がないようであれば、次の議題に移りたいと思います。

議題2「認知症施策推進計画の策定について」事務局より説明をお願いします。

議題2 認知症施策推進計画の策定について (諮問)

事務局

高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定につきましては、令和7年1月に開催した令和6年度第2回高齢者福祉計画・介護保険事業計画推進委員会にて諮問をさせていただきます。本日は議題1の説明を踏まえまして、「認知症施策推進計画の策定」につきまして諮問させていただきます。

なお、本来であれば、市長より諮問させていただくところですが、本日、市長は他の公務のため福祉部長の谷久保より、市長に代わりまして諮問書を代読し、お渡しさせていただきます。

(諮問)

事務局

ただいま、諮問をさせていただきました。

今後、高齢者福祉計画・介護保険事業計画とあわせまして、本推進委員会より認知症施策推進計画について答申をいただくこととなりますので、よろしくお願いたします。

大崎委員長

それでは、次の議題に移りたいと思います。

議題3「第10期計画策定に係るアンケート調査の中間報告について」事務局より説明をお願いします。

議題3 第10期計画策定に係るアンケート調査の中間報告について（意見聴取）

事務局

昨年10月に開催した推進委員会では、第10期計画策定に係るアンケート調査を実施すること及びアンケート調査の設問について意見聴取させていただき、その後、令和7年11月～12月にかけてアンケート調査を発送・回収いたしました。

アンケート調査の結果については、3月末までに報告書をまとめ、各委員に送付させていただく予定ですが、本日は、その経過について、中間報告として説明させていただきます。

資料は、資料2-1、資料2-2となります。

まず、資料2-1、1ページをご覧ください。「1 調査結果の概要」、「(1) 調査の実施状況」をご覧ください。今回調査は、前回推進委員会でご説明させていただきました、中段にございます参考2に記載のとおり、4種類のアンケートを実施しました。回収率等を記載した集計結果は、表のとおりです。今回調査の回答率は、コロナ禍での調査となった前回と比べると下回っておりますが、参考1に記載のとおり、前回と前々回を比較すると、前回の調査がいずれも高い回収率となっております。前回は、コロナ禍の調査であり、在宅率の高さが回収率に大きく影響したものと考えておりますので、今回の回答率の比較としては、前々回が適切と考えておりますが、今回調査は前々回と比べた場合、概ね同水準の回収率であると評価しております。

続いて、「(2) 回答者の属性」について、まず「ア 調査回答者」をご覧ください。調査では、まず、送付対象者（本人）に回答を依頼したうえで、本人が回答できない場合は、ご家族等に対応していただくことをご案内しています。アンケート調査としては、本人に回答いただくことが、最も望ましいものと考えていますが、今回調査による本人の回答割合は、前回と比べて大きく変動していないことから、回答内容の質の確保という観点では、問題ないものと評価しています。

続いて、2ページ、「イ 男女の別」をご覧ください。②～④の調査については、調査の母集団の男女比と大きく乖離していない回答状況にありますが、①の調査については、母集団の比率と男女比が逆転しています。この①の調査について、回答者の年齢とのクロス集計を確認したところ、65歳～74歳の男性の回答率が高く、男性全体の回答率を押し上げておりました。男性の高齢者のうち、比較的若い方が関心を持って、積極的に回答していただいたものと捉えています。

続いて、「ウ 年代」をご覧ください。令和7年に団塊の世代がすべて75歳以上

に到達したことから、3年前の前回調査と比べ、各調査について74歳までの割合が減り、75歳以上の割合が増えている全体の状況に不自然さはありません。

以上のとおり、各調査については、適切に対象者にアンケートが行き届き、回収できたものと考えております。

3ページ、「2 アンケート結果（中間報告）」をご覧ください。この項目では、アンケート結果の中間報告として、第9期計画の基本方針ごとに、関連する主なアンケート結果をピックアップしてご報告させていただきます。第9期計画の基本方針、施策の方向性については、資料2-2にお示ししていますので、適宜ご確認ください。また、資料中、墨付き括弧が設問と関連した施策の方向性を表しております。また、表中の数字の単位はすべてパーセントとなっており、当該設問の単一回答、複数回答の種別等について、補足をしております。それでは、説明に入らせていただきます。

まず、基本方針1（高齢者の多様な生きがいがづくりの支援）では、施策の方向性として「高齢者の社会参加の促進と地域活動の支援」など、3つの方向性があります。表の1つ目をご覧ください。施策の方向性は「社会参加」に関連します。「地域のボランティア活動への参加意向」について伺ったところ、「既に参加している」、「参加したい」といった肯定的な意見は、それぞれ8.9%、15.1%で合計24%となっており、前回から微減しています。また、「参加したくない」、「参加したいができない」は、それぞれ21.2%、46.1%で合計67.3%と、前回から微増している状況です。一方で、表の2つ目では「社会参加の状況（活動しているもの）」を伺いましたが、このうち「社会貢献活動」と回答した方が14.9%と、前回から微増し、表の3つ目で伺いました「活動したい、し続けたい社会参加」においても、「社会貢献活動」が16.3%と微増していることから、自治体活動等の社会貢献活動を行う団体での活動が選択されやすい傾向があるものと推察しています。続いて、施策の方向性「趣味・生きがい」に関連したアンケート結果です。表の2つ目では、「何もしていない」が40.4%で前回に比べて微減し、他方で、「趣味やスポーツ、学習会等」、「就労」の割合が増えている状況です。また、表の3つ目においても同様の傾向が見られることから、社会参加の必要性に関する認識が向上し、コロナ禍を経て、その気運が回復傾向にあるものと見ています。最後に、施策の方向性「就労」に関しては、表の2つ目、表の3つ目の設問で就労の割合が増えていることから、物価高や定年延長の影響も考えられますが、高齢者の就労意欲の高まりが見受けられます。就労の条件に関しては、表の4つ目「就労するうえで重視すること」、表の5つ目「就労（希望）日数」が参考になりますが、表の4つ目のとおり、就労にあたっては、身体へ負担が少ないことや生活に合った勤務体系、職場が近隣にあることが重視される傾向にあります。一方で、表の5つ目にある就労日数に関しては、前回に比べて大きな変動がありませんでした。これらのことから、就労以外の時間を確保しつつ、体力面で無理のない働き方へのニーズが重視される傾向にあるものと考えています。

続いて、4ページをご覧ください。基本方針2（高齢者の健康づくりと介護予防の充実）として、施策の方向性は「健康づくり、健康増進」など2つございます。まず、施策の方向性「健康づくり、健康増進」に関してです。表の1つ目で、「現在の健康状態」について伺いましたが、前回と比べて大きな変化はありません。また、表の2つ目で「健康状態を保つために実践していること」を伺いましたが、「特に実践していることはない」と回答した方の割合はわずかに増えたものの、多

くの方が何らかの取組を実践している傾向に変わりはありませんでした。高齢化が進展する中で、自発的な健康管理、状態の維持に関する取組は一定の啓発が進んでいるものと考えています。続いて、施策の方向性「介護予防」に関してです。表の3つ目では「現在参加している介護予防事業」について伺いましたが、「参加している事業はない」と回答した人は、86.7%で、前回と比べて微増しています。また、表の4つ目で「今後の介護予防事業への参加意向」を伺いましたが、各事業の参加意向の割合は増えており、介護予防への関心が高まっている状況が伺えます。さらに「あまり外出しない理由」を伺った表の5つ目では、「きっかけや用事がない」の割合が最も高く、前回に比べて11.5ポイントと大幅に上昇している状況です。これらのことから、介護予防事業に参加する高齢者の割合に大きな変化は見られないものの、一方で介護予防事業への参加意向は増しており、介護予防への潜在的なニーズが一定程度存在しているものと考えています。また、きっかけがないためにそういった参加の意欲が行動に結びついていない層の存在を示唆しているものと考えています。

続いて、5ページをご覧ください。基本方針3（高齢者が安心して暮らせるまちづくり）として、施策の方向性は「住環境づくり」など。4つございます。表の1つ目をご覧ください。「現在のくらしで不安に思うこと」を伺った設問で、基本方針3に関連する回答項目を抜粋してお示ししています。施策の方向性の「住環境」や「住まい」の関連ですが、設問中「住まいのこと」に不安を感じていると回答した方は、12.9%と前回に比べて僅かに増えています。また、表の2つ目では「安全で安心なまちづくりを進めるうえで必要なこと」について伺っていますが、「歩きやすい環境の整備」、「公共交通の充実」が上位となっています。高齢化の進展に伴い、高齢者の生活を取り巻く環境づくりについては、今後もそのニーズが高まっていくものと考えておりますが、住まいの確保・住まい探しについても、年齢や経済力によっては、困難性が増すものと考えられますので、「住環境」や「住まい」に関連する調査項目については、今後も調査結果を注視する必要があると考えています。次に、施策の方向性「安心・安全」の関連です。表の1つ目では、「犯罪・防犯に関すること」、「詐欺・悪徳商法に関すること」の回答割合が前回から大きく伸びています。また、表の2つ目では、「地域の安全を守るための取り組み」の割合が増加している状況です。巧妙化する特殊詐欺や、過激化する高齢者を狙った強盗事件、市内における犯罪件数の増加等による影響が顕著に表れているものと考えています。一方で、表の3つ目、「振り込め詐欺の電話を受けた経験」の設問では、「詐欺の電話を受けたことはあるが、被害に遭わなかった」の割合が増え、「受けたことがない」の割合が減っています。また、表の4つ目、「振り込め詐欺対策の有無」では、「何らかの対策をしている」と回答した方の割合が大幅に増えていることから、被害に遭わない・遭いにくい対策が個人レベルで相当進んでいるものと考えています。最後に、施策の方向性「災害」についてです。表の1つ目では、「地震・台風など」が前回に比べて約5ポイント上昇しており、表の2つ目でも、「防災対策の推進」の割合が僅かに増えている状況です。前回調査から、能登半島地震等の大規模災害の発生がございましたので、継続的に関心が高い状況であると考えておりますが、表の5つ目で伺いました「大きな災害に備えた対策の有無」で「対策あり」の割合が増加したことにもつながっているものと考えています。一方、「対策なし」と回答した方について、一般高齢者個別調査のクロス集計を確認したところ、男性で、年齢が高く、ひとり暮らしであるという傾向があるな

ど、性別や年齢、家族構成による割合の違いも見られました。

続いて、6ページをご覧ください。基本方針4（地域における高齢者の支援体制づくり）として、施策の方向性は「地域の相談窓口の強化」など、6つございます。施策の方向性「相談」に関連し、「相談できる相手・場所がない理由」を伺った表の1つ目の設問をご覧ください。男女ともに「相談する必要がない」が最も高い割合となっています。また、男女の内訳では、男性は前回と比較して「相談しても解決しない」の伸びが大きく、女性については「相談したいが、身近に相談できる人がいない」・「相談したいが、誰に相談してよいのかわからない」の伸びが大きい状況です。このことから、男性には各相談機関の役割や支援内容を周知する、女性には身近な相談先があることを周知するなど、周知方法にも工夫が必要であることが推察されます。続いて、施策の方向性「情報提供」に関してです。表の2つ目は、要支援・要介護認定者を除く65歳以上の高齢者に対する調査結果、表の3つ目は、在宅の介護認定者を対象とする調査の結果で、それぞれ「市からの介護保険や高齢者福祉に関する情報源」を伺っています。表の2つ目では、前回に比べて、順位に大きな変動はありません。引き続き紙媒体による情報提供が重視される傾向が読み取れます。表の3つ目では、「ケアマネジャー」、「地域包括支援センター」、「介護事業者」がより重視される傾向があり、情報を取得するといった切り口でも、身近な介護サービス提供者の役割が重要であることが分かります。最後に、施策の方向性「家族支援」についてです。「主な介護者の年齢」を伺った表の4つ目をご覧ください。前回と比べて、全体的に大きな変化はありませんが、60歳代の増加率が最も高く、65歳前後の方が主な介護者として増加している状況が見られます。これは、介護者が被介護者になっていく傾向を徐々に押し上げているとも読み取れることから、介護される本人への支援だけでなく、高齢の介護者自身に対する介護予防や健康づくり等の支援策の必要性が増していくものと考えています。

続いて、7ページをご覧ください。認知症に関する基本方針5（認知症の早期発見と認知症高齢者を支える体制づくり）として、施策の方向性は「認知症予防」など、6つございます。まず、施策の方向性「予防」に関して、表の一つ目です。

「本人又は家族の認知症の症状の有無」について伺ったところ、「ある」と回答した人は、9.1%と前回から僅かに増えています。高齢化の進展に伴って、認知症の人の数は益々増加するものと想定しています。続いて、施策の方向性「知識・理解」に関連した表の2つ目では、2つの調査で「認知症になった場合に、大切な人に認知症であることを打ち明けることができるか」を伺っています。認知症施策推進計画の策定を見据え、今回新設した設問の一つです。「そう思う」、「少しそう思う」と回答した人は、一般高齢者個別調査で合計80.7%、要介護・要支援認定者個別調査（在宅）では、合計61.2%となっています。新設した設問であるため、前回との比較はできませんが、認知症になったことを偏見なく大切な人に打ち明けることが出来ることは、地域全体の正しい認知症の理解を図る重要な指標になると考えており、今後の調査においても定点観測を続けてまいります。また、表の3つ目では、「日常生活で認知症の人の意思が尊重され、これまでの生活が維持できていると思うか」について、同様に2つの調査で新たに設問を設けました。「そう思う」、「少しそう思う」と回答した人は、一般高齢者個別調査では合計25.1%、要介護・要支援認定者個別調査（在宅）では、合計30.1%となっており、僅かに差が生じています。表の4つ目では、表の3つ目の設問と一般高齢者個別調

査における問17「身近に認知症の人がいるか」の回答をクロス集計した結果を掲載しています。身近に認知症と思われる方が「いる」と回答した方は、「本人の意思が尊重され、これまでの生活の維持ができていますか」という問いに対して、「そう思う」・「少しそう思う」の割合が大きく、身近に認知症と思われる方が「いない」と回答した方は「わからない」と回答した割合が多い状況にあります。身近な認知症の方の存在が「本人の意思が尊重され、これまでの生活の維持ができていますか」の回答内容に大きく影響する傾向が見て取れます。この設問は、認知症の本人が尊厳をもって、安心して地域で暮らすことができることの指標になると考えますので、今後の調査においても注視してまいります。最後に、施策の方向性「相談」について、表の5つ目が関連となります。悩みや心配ごとを相談できる場所を知っていることは、早期に専門職につながり、適切な支援につながる可能性を高めることになると考えていますが、「認知症に関する相談窓口の認知度」に関して伺ったところ「知っている」の割合は僅かに増加する状況に留まりました。令和4年度より、各地域包括支援センターに認知症地域支援推進員を配置し、認知症に関する相談支援の体制強化を図っていますが、今回調査では「知っている」と回答した方が概ね4人に1名という状況であったことから、相談窓口の周知については、まだまだ不足しているものと考えています。

続いて、8ページをご覧ください。基本方針6（介護保険サービス及び介護予防・生活支援サービス事業の充実）です。施策の方向性は「給付適正化」など、5つございます。まず、施策の方向性「給付適正化」について、表の1つ目が関連です。「介護保険サービス提供事業者に対する満足度」について伺ったところ「かかわった全ての事業者に対しておおむね満足している」と回答した方の割合が、前回調査と比較し、3.2ポイント上昇しており、介護給付の適正化や適切な認定調査の実施、介護保険事業者の質の向上等の推進が効果的に進められているものと考えています。続いて、施策の方向性「施設整備」の関連として、表の2つ目です。「今後利用したい介護保険サービス」について伺っています。このうち、「認知症高齢者を対象としたグループホーム」と回答した方の割合は、前回調査と比較して、大きく変動していません。しかしながら、市内のグループホームにおける待機者は増加の傾向にあることを見据え、将来的な新規整備の検討が必要となるものと考えています。最後に、表の3つ目です。「今後介護を受けたい場所」について伺っています。「可能な限り自宅で生活を続けたい」と回答した方の割合は、前回調査からほとんど変動がなく、大多数を占めている状況です。可能な限り自宅で生活を続けることは、地域包括ケアの推進の根幹であることから、そのために、地域密着型サービスを中心とした更なるサービスの充実を図る必要があると考えています。

最後に9ページをご覧ください。今後の主な予定について説明させていただきます。アンケート調査につきましては、3月末を目途に報告書をまとめ、完成次第、各委員に送付させていただく予定です。また、4月以降、令和8年度に入りまして、5月から6月頃に推進委員会を開催させていただき、第10期計画の骨格となる基本方針等について意見聴取をさせていただく予定です。その後、10月頃に第10期計画素案をお示しし、再度ご意見をいただく予定となっております。

説明は以上です。よろしくお願いたします。

大崎委員長

ただいまアンケートの中間報告について説明がありました。

大変興味深い内容で、私たち自身にとっても、市のこれからの施策にとっても、示唆に富む内容だったと思います。それでは、このアンケートの中間報告について何かご意見ご質問があればいただきたいと思います。

越野委員

今後、認知症に係る計画を立てるにあたり確認をしておきたい部分ですが、例えば、7ページのところ、上から3つ目の表、日常生活で認知症の人の意思が尊重されこれまでの生活が維持できていると思うかという設問では、「そう思う」から「そう思わない」、「わからない」も含めてあります。これは例えば目指すところが、実際に認知症になられた方が、従来は1人で外出ができた、ところが認知症になって、1人で外出することが難しくなってきた、そうするとその方にとってみれば、これまでの生活が維持できていないということになるが、ただ一方で、認知症の人の安全を考えると、1人で外出することはなかなか難しいのではないかと。そうするとこの設問というのは、「そう思う」が増えるほうがいいと思っていられるのか、そうではないのかその辺の意図をお伺いしたいです。

事務局

お答えいたします。認知症の計画を策定するにあたりましてはできる限り住み慣れた地域で認知症になっても過ごしていただきたいという思いがございます。認知症になってもすべての機能が失われるわけではなくて、できることは残っているというところがございます。今委員がおっしゃる通り、確かに1人で外出することは安全でないから危ないというものはあるかもしれませんが、例えば1人で家の中で生活をし続けることができるということもございます。こちらの質問の意図といたしましては、認知症の人の意思が尊重されこれまでの生活が維持できていると思うかというのは「そう思う」、「少しそう思う」といった割合が増えていくことが、認知症の人が、できる限り住み慣れた地域で安心して暮らしていけることに繋がっているというように、評価したいと考えてございます。

大崎委員長

他にいかがでしょうか。

矢藤委員

小和田地区の社協の会長をしております。5ページのことで質問をしたいのですが、住環境、安全安心というところで、路線バス等の公共交通の充実というところがありますが、社協の方の役員会で出たお話というのをさせていただきます。小和田地区の高齢の女性で、市役所に行くときに、国道1号線でバスに乗って茅ヶ崎駅で降りて、そこから市役所まで歩くそうです。ほとんどの方が多分歩かれると思いますが、市役所に行くまでの道に地下道がありますね。上がったたり降りたり、帰りも同じように上がったたり降りたり、それが高齢者の人には非常に大変だという話がありました。調べてみましたら、茅ヶ崎駅から寒川行きのバスがあります。市民文化会館の前で止まるバスもたくさんありますが、多分、多くの方は茅ヶ崎駅から市役所までは歩かれていると思います。ですから、やっぱり高齢者の方にとっては、上がったたり降りたりが非常に苦痛であるという、そのような話が出ています。

事務局

ご意見いただきましてありがとうございます。今の委員のお話は市民文化会館の前、市役所に近いバス停があるにもかかわらず、そういったことをご存じなくて、茅ヶ崎駅に着いてから、そこから市役所までは地下道がありますのでアップダウンございますが、そういった道を通って、負担のある方がいらっしゃるということだと思います。市としても、周知の仕方、ご案内の仕方を工夫して市役所に来られる方に対して、より丁寧にしていくですとか、選択肢が他にあれば、よりご負担のないような形で周知していく必要がある。そういった窓口等での、あるいは電話でのご案内が必要と認識をいたしました。ありがとうございます。

丸山委員

6 ページの情報提供というところで、これは一般の健康な高齢者の方々だと思いますが、情報をどのような形で得ているかということ、市からの広報紙が63.

5%、回覧版が31.3%となっています。今高齢者の方で、広報紙が配布されているのが約8割弱ぐらい、なぜかと言いますと、各自治会が自治会員以外にもできるだけ配るということでやっていますけれども、全部配ることが出来ていないからです。約2割は広報紙が配布されていないと。また回覧版については、高齢者の方々は、自分が組長になるのがつらいよということで、ある年齢になると自治会を抜けてしまうというような状況です。今後の周知の方法として、自治会に加入しようとして加入していきま通知やチラシの案内を市役所から出す、あるいは、後期高齢者の方でもかなりスマホを使ってホームページその他の情報を得ることになってきています。広報紙や回覧版でもっと周知ができていだろうとは思いますが、そういった現実が地域の中では起きていること、また地域の中でこれ以上、広報紙を自治会の会員以外の方に配っていくというのは、広報紙の配布をしてくれる地域の方々も高齢化になってきていますので、これ以上は無理だということをご認識していただいたうえで、市役所からの通知やホームページの充実というようなことをぜひ図っていただきたい。そしてできるだけ多くの方に知っていただくことを念頭に今後取り組んでいただければと思いますのでよろしく願いいたします。

事務局

ご意見いただきましてありがとうございます。本日の資料には載せていませんが、今回、一般高齢者個別調査でインターネットの閲覧機器の所有状況というもの、調査の対象に含めておりました、手元の資料でのご報告になりますが、複数回答可としている設問で、スマートフォンを所有している方が7割、パソコンを所有している方が44.8%といった回答結果になっております。高齢の方でもスマートフォン、ないしはパソコンを所有しているような状況であると思っています。我々としても情報の発信に際して、広報紙に載せたから、それで十分行き渡ったというふうに考えるのではなく、インターネットを使った広報の充実ですとか、必要に応じて個別にご案内するなど、より認識していただきやすい取り組みとなるよう努めていきたいと考えております。

丸山委員

高齢者の方々も、インターネットを含めて情報収集は多岐に渡ってやっています

ので、方法としてこういうことを模索して実施をしていますということも、データとして入れていただきたいと思います。

事務局

高齢福祉課で実施している介護予防の事業などは、LINE配信やホームページでの周知、メール配信も行っておりますので、実績として、こういった広報を行いましたというのは、今回の資料には掲載していませんが、こういった場でお示しできるようにしていきたいと考えてございます。

大崎委員長

他はいかがでしょうか。

事務局

先ほどの丸山委員のご質問について、補足説明をさせていただきます。委員がおっしゃったように、こういった場で情報発信について共有することは、非常に貴重な機会だと思っています。冒頭委員長からお話があったように、この会議は公開しておりますので、こういった場面で情報を発信できる機会があることはこちらとしても大切にしていきたいと考えております。1つだけ共有させていただくと、委員がおっしゃった視点が重要だと思っております。現時点においてもスマートフォンですとか、パソコンを活用されている方がそれなりにいらっしゃる中で、今後増えてくるものと思っております。そうした中で、スマートフォンなどをこれからもっと高齢者の方にも活用していただけるよう、例えば、高齢福祉課は老人憩の家などの施設を所管しておりますが、スマートフォン教室などを通じて、いかにしてスマートフォンを使ってホームページから情報を得るのか、今後そういったところまで具体的に落とし込んでやっていきたいと考え、指定管理者とともに検討しております。こういったことも踏まえて、スマートフォンを持つだけではなく、情報の得かたや、例えば申し込みをスマートフォンでできるようになるということの底上げも必要ですので、そういった取り組みを進めることで、それがひいては自治会の方々の負担軽減ですとか、自治体側にとっても事務の負担の軽減につながるものと考えております。

大崎委員長

その他いかがでしょうか。

青柳委員

7ページの認知症に関する全般的なところで確認です。2つ目の表、(3)の知識・理解のところ、問16で認知症になった場合に大切な人に認知症であることを打ち明けることができるかというところで「そう思う」と答えられた方が一般高齢者個別調査で68.8%と7割ぐらいいらっしゃいます。この結果に個人的にはすごく驚いています。一方で、表の4つ目で「身近に認知症と思われる人はいるか」という、他人から見たときにそのような傾向の人が見えるかという設問についてと、問18の「日常生活で認知症の人の意見が尊重され、これまでの生活が維持できていると思うか」についてのクロス集計では「いる」と答えた方が2割ぐらいいかない。なおかつ、実際に認知症に関する相談窓口を知っているかという表の5つ目

の質問では、知っている方が25.1%、4分の1ぐらいしかいないということです。私も地域包括支援センターで業務に関わっていて、アウトリーチとして、こういった方々が潜在的にいらっしゃるであろうという前提で、積極的に支援をしていますが、実際的には認知症だということを自覚していて、そのことを開示してもいいと思っている方が多いにもかかわらず、中々実際の相談に繋がっていない、繋がりがづらい環境になっているところが、少し課題なのかなというふうに思います。このあたりのミスマッチを埋めるための具体的な計画のようなものが必要になってくるのかなと思いましたので指摘させていただきました。

事務局

この結果を見まして、認知症に関する相談窓口の周知が足りていないというのは、本当に感じてございます。こちらの周知を進めるのも1つですが、周りの方で認知症かなと気づいたときに、早期に対応ができるような仕組みを整えられたらと考えてございます。そこには企業、あるいは三師会をはじめとした医療機関の皆様にご協力をいただきながら、市と連携を図れるような体制づくりをして、本人が認知症かもしれないといった情報が様々な関係機関で連携して情報伝達ができるようにし、認知症に関する相談窓口をそういった方にお伝えできるような仕組みができればと考えてございます。

大崎委員長

確かに認知症に関しては、相談窓口について知っている人が25%程度と、これは少し残念なところですが、認知症については、今みんな関心を持っているはずですが、実際どうしたらいいかということについて、相談窓口がわからないというのは大変心配なことですので、周知について、しっかり取り組んでいただければと思います。

井上委員

7ページの表の2つ目ですが、これは認知症の人が答えるのと、家族が答えるのとで受けとり方が変わってしまうような気がします。認知症の人をサポートしている家族が自分の家族の中に認知症の人がいるが他の人に伝えにくいということか、認知症になっている人が家族にも打ち明けたくないのかどのような前提かによって大分内容が変わるような気がします。いかがでしょうか。

事務局

表の2つ目でお示ししている結果は単純集計となっております。この設問を回答した方が別の設問で伺った認知機能の状況とどのように関連しているかは集計として掲載しておりませんが、認知機能の状況別に回答を分けることができますので、ご意見いただいたことを踏まえまして、クロス集計で何か差が出てくるのかというのは見てみたいと考えてございます。

大崎委員長

他によろしいですか。

それでは次の議題に移りたいと思います。

議題4「地域包括支援センターの常勤換算方法による職員配置について」事務局より説明をお願いします。

議題4 茅ヶ崎市地域包括支援センターにおける常勤換算方法による職員配置について（協議）

事務局

本委員会は地域包括支援センター運営協議会を兼ねておりますので、センターの運営についての協議案件として、今回、議題4について説明いたします。資料3をご覧ください。

まず地域包括支援センターにおける常勤換算方法による職員配置について、項番1、制度概要としまして、センターの安定的な運営を目的とした国の省令改正に合わせ、本市でも条例改正を行い、令和7年4月1日に施行しているところです。本市の条例の内容は、下の枠内に記載しております。大きく第1号と第2号に分かれており、第1号は、専門職である3職種を常勤専従職員で確保することが困難である場合において、例えば非常勤の専門職2名で常勤専従職員1人工分の勤務と換算することを認めるといった規定です。こちらは、第1号被保険者数及び包括支援センターの運営状況を勘案して、本委員会が必要と認めた場合に適用が可能です。第2号は、国では主に山間部等の住民の少ない地区を想定した規定となりますが、2か所以上の包括支援センターを大きな1つのセンターとみなして必要な職員数を算出するもので、例えば1名の専門職が日によって2か所のセンターをシフトで勤務するといった方法が想定されます。こちらは、センターの効果的な運営に資すると本委員会が必要と認めた場合に適用が可能です。このような制度となっております。本日はこのうち第1号の常勤換算方法について協議案件となります。

項番2、制度のポイントをご覧ください。本制度の運用にあたってのポイントは3点あります。1つ目として、国全体として専門職の人材確保が困難となっている状況において、この制度を活用することで3職種の欠員を避け、センターの運営を安定させることを目的として、国で本制度が制定されたこと。2つ目として、本制度の活用にあたっては、センターが提供するサービスの質を担保することに留意する必要があること。3つ目として、本制度はあくまで緊急的な対応策であり、職員の離職を防止し、離職が生じた場合でも速やかに常勤専従職員を確保するよう努めることが大前提であること。以上3点に留意する必要があります。続きまして、裏面2ページをご覧ください。

ここからは本日も協議いただきたい事項となります。内容としましては、常勤換算方法による職員配置の運用方法についてとなります。項番3、協議事項の趣旨としまして、常勤換算方法の運用にあたっては、センター職員の離職や欠員等は急に生じる可能性が高く、事前に予測することは困難であることから、欠員に対し新たな人材を確保できるかどうかの状況を見極めながら、事案が生じた都度、あらかじめ推進委員会を開催することは現実的には大変難しい現状があります。委員会を事後開催とした場合には遡及での承認になると想定されますが、その場合は欠員から承認まで最大で数か月間の時期のずれが生じる可能性があり、仮に不承認となってしまう場合は、受託法人に対し多額の委託料の返還を求める結果となる可能性もあること、また、欠員の生じた時期と委員会開催で年度をまたいでしまうことで委

託料の精算事務に支障が生じること等の懸念もあるところです。そのため、高齢福祉課としましては、包括支援センターの適切な運営を確保するとともに効率的な事務執行を行うことで、市内の高齢者の方々が安心して包括支援センターの相談支援を受けることのできる体制を整えることが重要であると考え、以下のとおり、常勤換算方法の適用についてあらかじめ一定の承認条件を委員会として設定しておき、条件に該当する場合には規定の適用を認める運用としてはいかがかと考えています。

項番4、本市における運用案としまして、運用にあたっての承認条件の案をお示ししています。下の枠内、条例第3条第1号の規定につきましては、先ほど説明しました条例の規定を記載しております。次に、承認条件として、本市の運用案を記載しております。次の①～③の全てを満たすことを条件としております。①常勤換算方法により配置することができる職員は、1地域包括支援センターにつき1人分までとし、常勤換算で配置することができる非常勤職員は2名以内とする、こちらは多くの専門職に認めてしまうことで、センター内の引継ぎや緊急時の対応など、センターの運営に支障が生じると考え、1人までを条件としています。また、例えば5名の職員で一人週1日ずつの勤務など、あまりの多くの職員で1人工を確保すると、情報共有や担当ケースの対応が困難となると考え、2名で補填することを条件としております。②常勤換算方法による配置を認める期間は、当該年度内とする。こちらはセンター業務の委託期間が1年度ごととなっているため、少なくとも委託期間ごとに再度承認を要すると考え、設定しております。③常勤換算方法による職員配置にあたっては、高齢福祉課と事前協議を行うこととする、こちらは高齢福祉課との事前協議を必須要件とし、欠員の可能性が生じた際から継続的に報告と協議が前提としております。

また、その他として5点記載しています。高齢福祉課と当該地域包括支援センターとの事前協議により上記の①～③の承認条件に該当すると判断された場合は、センターが高齢福祉課に常勤専従職員が欠員となる旨の届け出をした日から、常勤換算方法による職員配置の適用をできるものとする。上記の承認を行った場合には、高齢福祉課が直近で開催される委員会に報告を行うこと。承認後もセンターは常勤専従職員の配置に向けて取り組むこととし、少なくとも四半期に1回、高齢福祉課に具体的な取組内容と状況の報告を行うこと。次年度以降も常勤換算方法による職員配置が必要な場合は、上記の承認条件に基づき高齢福祉課により、改めて判断を行うこと。上記の承認条件に該当しない場合は、個別に委員会に諮ることとする、をそれぞれ規定しております。

最後に項番5、運用開始日ですが、本日の委員会で本市における運用をご承認いただけた場合、本日より運用を開始することを想定しています。説明は以上です。よろしくお願いたします。

大崎委員長

ただいま説明がありました。専門職の確保がなかなか厳しい中であって地域包括支援センターの適正な運用を維持していくための職員換算ということですが、これについて何かご意見ご質問等ございましたらお願いします。

鈴木委員

公募市民の鈴木です。2ページの4の承認条件の①ですが、1地域包括支援セン

ターにつき1人分ということで確認ですけれども、これは3職種ありますが、それぞれ1名分という解釈でよろしいでしょうか。

事務局

こちらの解釈は、各地域包括支援センターに少なくとも1人ずつ専門職がおりますが、すべてを合わせて1人分という形ですので、職種に関わらず地域包括支援センターにおいて1人分までという形に考えております。

大崎委員長

他にありますか。

越野委員

もし、非常勤職員もなかなかすぐに配置することができずに空白期間が生じた場合に、地域包括支援センターの運営というのは運営を続けていても構わないということによろしいのでしょうか。

事務局

地域包括支援センターで今回議題とさせていただいているのは、1人分の人工を何人かで確保するという形ですが、そもそもその人工を確保できない欠員となった場合につきましては、基本的に運営自体は継続していきながら、委託料の返還ですとか、あとはその運営の状況につきまして継続的に高齢福祉課の方で把握させていただきながら、日常の運営に支障がないかどうか、またそれを確保するにあたっての動きがどうなっているかというところを継続的に把握しながら、運営を継続していただくという形になっております。

大崎委員長

他に質問がなければ、承認し、次の議題に移ります。

議題5「令和8年度地域包括支援センターの運営方針について」事務局より説明をお願いします。

議題5 令和8年度地域包括支援センター運営方針等について（意見聴取）

事務局

資料は資料4になります。こちらは令和8年度の茅ヶ崎市の地域包括支援センターの事業運営方針及び包括的支援事業の実施方針の案となっております。次年度の事業の方向性は今年度と大きな変更はありませんが、今回変更となった1点について説明いたします。資料の3ページをご覧ください。

「⑤認知症総合支援事業」につきまして、内容の要旨に変更はありませんが、記載の表現・順序を一部修正しています。色付き箇所のうち、見え消しとなっていない部分が修正後、見え消しとなっている部分が修正前となっております。修正前は、認知症の人が自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指し環境の整備に努めること、そのために認知症地域支援推進員を配置することを規定しておりましたが、修正後は、各センターそれぞれに認知症地域支援推進員を配置すること、

および推進員は認知症の人が認知症とともによりよく生きていくことができるような環境の整備に努めることを規定しております。包括支援センターや認知症地域支援推進員の持つ役割や事業内容については従前と変更ありませんが、推進員が担っている役割がより明確な表現となるよう修正したものでございます。その他の項目については変更ありません。議題5の説明は以上です。

大崎委員長

今説明がありましたが、ご意見ご質問はありますか。

(意見なし)

大崎委員長

よろしいですね。それでは次に移りたいと思います。

議題6「地域指定地域密着型サービス事業者等の指定更新等について」事務局より説明をお願いします。

議題6 指定地域密着型サービス事業者等の指定更新等について（意見聴取・報告）

事務局

資料5-1についてご説明いたします。資料は5-1の①②③になりますので、適宜ご確認をいただければと思います。本委員会は、指定地域密着型サービス事業所の運営委員会を兼ねております。今回、新規指定の事前協議書の提出がございましたので、ご意見がございましたら事業者の方に伝えていきたいと考えております。今回、指定の申請を提出した事業者及びサービスは、株式会社スクレスジャパンの地域密着型通所介護になります。なお同法人は市内で2か所目のサービスの申請になります。

申請場所は資料5-1②にありますとおり、茅ヶ崎市の甘沼になり、令和8年5月1日開所を目指して現在手続きを進めています。提供サービスにつきましては、地域密着型通所介護ということで、施設において、生活機能向上のための支援を行うサービスになっております。定員18名の2単位からなる通所介護で、職員配置等の運営要件は事務局にて確認済みになります。資料5-1につきましては以上になります。

続きまして資料5-2をご覧ください。こちらにつきましては、前回の推進委員会以降に指定・更新等がありました地域密着型サービスにつきまして報告するものです。2事業所とも市外事業所となっており、指定1件、廃止1件ですが、いずれも市外の事業者になっておりますので、茅ヶ崎市民の利用がなくなったというところ、あるいは、市民の利用が始まったということによる指定と廃止になっております。議題6の説明は以上になります。

大崎委員長

ただいまご説明ありましたように、事前協議ということで、皆さんのご意見ご質問等をいただきたいと思います。

青柳委員

新たに新規指定を受入れる事業所について、至近距離に同じ法人の事業所があるかと思いますが、移転ではなく、新設になるのでしょうか。

事務局

資料5-1②の位置図をご覧くださいますと、下に赤羽根の交差点がございまして、そこにすでに1ヶ所同法人が同サービスを運営しており、今回は、新規の2ヶ所目ということになります。こちらの事業所がデイサービスの中でもかなり運動に特化している事業所になっており、非常に人気のある事業所ということで、2ヶ所目を開設するというのを聞いております。

大崎委員長

よろしいですか。

(意見なし)

それでは、承認したということで、次に進めます。

議題7「保険者機能強化推進交付金等に係る評価結果について」事務局より説明をお願いします。

議題7 保険者機能強化推進交付金等に係る評価結果について (報告)

事務局

資料6についてご説明いたします。

令和8年1月21日付で国から令和8年度保険者機能強化推進交付金及び介護保険保険者努力支援交付金の交付見込額の内示がありました。各市町村が行う自立支援・重度化防止の取組に対し、各目標の達成状況に応じて、国から交付金が交付されるものになります。

令和8年度評価結果は裏面の項番3(1)のとおりとなっております。参考に令和7年度の評価結果も掲載しておりまして、点数順位とも若干上昇できたというところです。交付額は(2)でお示しさせていただいた通りの金額となっております。

機能強化推進交付金につきましては、重層的支援事業のうち、地域包括支援センターの運営経費に充当させていただきたいと考えておりまして、努力支援交付金につきましては、介護予防生活支援サービス事業費に充当させていただき予定でございます。これら交付金については評価指標や配点、全体予算等も年度で微調整がおこなわれることから、点数や金額の多寡を単純な年度比較もできるものではないことは、厚生労働省から伝えられているところですが、こういった場で情報を提供させていただきまして、地域の実情を踏まえたより良い取組を進めていく観点より、PDCAサイクルを回していく上での関係者間のコミュニケーションツールとして活用できればと考えております。議題7の説明は以上です。

大崎委員長

ただいま説明がありましたが、これについて何かご質問、ご意見ございますか。

(意見なし)

大崎委員長

特にご意見ご質問等ないようですので、先に進めたいと思います。

議題についてはこれで終わりですが、その他事務局からご連絡等ございますか。

事務局

事務局から事務連絡をさせていただきます。

令和8年度4月以降、推進委員会につきましては、5月から6月に開催をさせていただく予定でありますので、各委員におかれましては、改めて事前にご案内をさせていただきます。

またアンケート結果の報告書につきましても、完成次第送付させていただく予定ですので、ご覧いただければと思っております。

大崎委員長

それでは、これで推進委員会を終了いたしますが、最後に加藤副委員長から閉会の挨拶をお願いします。

加藤副委員長

本日はお忙しい中ありがとうございました。来年度もよろしく申し上げます。

大崎委員長

では、これで閉会します。ありがとうございました。